

## 暴風警報及び特別警報等の発表時の対応について

### 1. 始業時前に、三重県北部又は自宅のある地域に暴風警報が発表されている場合

- (1) 生徒は登校せず自宅で待機すること。
- (2) 午前11時までに解除された場合は、当日の授業を行うので、2時間以内に登校すること。

ただし、交通機関のまひ、道路や橋梁の決壊、浸水等により、登校に危険があるか困難な場合は、その状況を速やかに学校へ連絡すること。

- (3) 午前11時においてもなお、警報が解除されない場合は休校とする。

### 2. 登校途中において、暴風警報が発表された場合

安全に配慮しながら速やかに帰宅すること。ただし、安全に帰宅することが困難な場合は、学校又は最寄りの安全な場所に避難し、保護者と連絡を取ること。

### 3. 在校時に暴風警報が発表された場合

安全に配慮しながら速やかに帰宅する。ただし、安全に帰宅することが困難な場合は、学校に待機し、保護者と連絡を取ること。

### 4. 暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報が発表された場合も、前記1、2及び3に準じる。